湯沢雄勝障害者差別解消支援地域協議会要綱

平成31年3月7日

(設置)

第1条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号) 第17条第1項の規定に基づき、湯沢雄勝地域において関係機関が行う障害を理由 とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差 別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、湯沢雄勝地域包括支援ネットワーク協議会に湯沢雄勝障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」と いう。)を置く。

(所堂事項)

- 第2条 協議会は次に掲げる事項を所掌する。ただし、個別事案についてのあっせん、調停、裁定等紛議に関する調整手続は行わないものとする。
 - (1) 紛争の防止や解決を図る事案の共有
 - (2) 関係機関等が対応した相談に係る事案の共有
 - (3) 障害を理由とする差別に関する相談体制の整備
 - (4) 障害を理由とする差別の解消に資する取組の共有及び分析
 - (5) 紛争の解決に向けた協議
 - (6) 障害の特性の理解のための研修及び啓発、障害を理由とする差別の解消に 資する取組の周知及び発信
 - (7) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

- 第3条 協議会は、別表に掲げる機関等に属する者のうちから、湯沢雄勝地域包括 支援ネットワーク協議会会長が委嘱する構成員をもって組織する。
- 2 構成員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠により委嘱された構成員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長)
- 第4条 協議会に会長及び副会長1人を置く。
- 2 会長は、湯沢雄勝地域包括支援ネットワーク協議会会長をもって充て、副会長 は、湯沢雄勝地域包括支援ネットワーク協議会副会長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長と なる。
- 2 会長は必要に応じて、構成員以外の者を会議に出席させることができる。
- 3 会長は必要に応じて、構成員の会議への参加を制限することができる。 (秘密の保持等)
- 第6条 協議会の構成員及び前条第2項の規定により会長が会議に出席させた者は、協議会を通じて知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、湯沢市、羽後町、東成瀬村の障害福祉主管課が輪番で処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が 別に定める。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

分	野	構成機関
当事者		身体障がい者福祉協会・身体障害者更生協会
		手をつなぐ育成会
		精神障害者家族と共に歩む会 日の出会
行政	国の機関	湯沢公共職業安定所
	地方公共団体	地域振興局福祉環境部
		湯沢市福祉保健部福祉課
		湯沢市福祉保健部子ども未来課
		湯沢市教育委員会事務局教育部学校教育課
		羽後町福祉保健課
		東成瀬村民生課
関係機関団体等	教育	秋田県立稲川支援学校
		校長会
	福祉関係	社会福祉協議会
		民生児童委員協議会
		ネットワーク協議会相談支援部会
		ネットワーク協議会児童支援療育部会
		ネットワーク協議会就労支援部会
		湯沢市基幹相談支援センター
	医療・保健	仁恵会佐藤病院
	事業者	商工会議所・商工会
		公共交通機関
	法曹等	秋田県司法書士会
		湯沢人権擁護委員協議会